

## 巻頭言

## 技術創造と知財戦略

大阪工業大学学長・京都大学名誉教授 西川 禎 一



2002年初頭、政府の重要な戦略的政策として、“知的財産（知財）立国”が浮上した。同年2月4日、国会での施政方針演説で、小泉首相が「わが国は既に、特許権など世界有数の知的財産を有している。研究活動や創造活動の成果を、知的財産として戦略的に保護・活用し、わが国産業の競争力を強化することを国の方針とする。」と宣言したのが政府の動きの始まりである。

その後直ちに“知的財産戦略会議”が発足し、同年7月には“知的財産戦略大綱”が決定され、引き続き11月には“知的財産基本法”が制定された。大綱及び基本法に示された政策の要点は、知的財産の創造、保護及び活用それぞれに関する戦略を明確にし、またそれらを実体化していくための人的基盤の整備を推進する、というものである。

つまり、まず大学・研究機関や企業などにおいて、知的財産創出の基盤と環境を整備・拡充し、質の高い知的財産の創出を促進する。次いで技術的発明の成果等を知的財産としての的確に評価し、新規性と進歩性に富みかつ商品化の可能性が高いものは、特許権などによって保護する。そのうえで産学公が連携して早期の商品化を図り、社会的な資産として有効に活用する。そしてさらに、その経済的果実を発明者に還元して、つぎの段階の創造や開発活動を支援する。

そのような創造・保護・活用の一連の仕組みは“知的創造サイクル”と言われるのであるが、そのサイクルをしっかりと構築し絶え間なく回し続けること、それが知的財産立国戦略の本質である。そして、それを実際に担い得る人材の養成が急務とされている。

ところで従来、わが国の大学では工学者や技術屋は新技術の創造や発明などは行うが、それを特許権などに結びつけるのは弁理士など別の専門家の仕事であると、そのように教えてきたと言ってもよいだろう。殊に、工学部など理工系学部では知的財産とか特許申請とかについては殆ど何の教育も施されず、学生のみならず先生方も大方は無知ないしは無関心であった。だから、未だに知財創造立国とか創造サイクルとか言われてもピンとこない人達も多いようである。

しかしわが国でも、企業、特に大規模企業はグローバル競争時代における知財戦略の重要性をつとに認識している。つまり、今や技術のR&D戦略だけではダメで、技術開発戦略に加えて事業戦略と知財戦略が三位一体となって機能しなければ、安定的な企業活動は成り立たない、そういう状況を把握していると言ってよい。例えば電話器にしても、音声通話のみの黒電話時代とはまったく異なり、いまどきのケータイには音声のほか、メール、TV、録音、カメラ、カラオケ、さらには決済等々の機能がぎっしり詰め込まれているので、関係する特許の数も毎年数千件が新しく加えられるという程、膨大なものなのである。知財リスクは急増し、開発投資、知財投資も巨額に上るから、経営の高いレベルで上記の三位一体を実効あるものにならなければならない。

そのような状況の中で、これからは大学の理工系学部でも知財の基礎教育を重視する必要があるだろう。さもなくば、今でさえ貧弱なわが国の知財戦略は、欧米先進国のみならず急速な発展を遂げつつある中国など、途上国にも遅れを取ることに兼ねない。